

春日部ロイヤルケアセンター指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人財団明理会が開設する「春日部ロイヤルケアセンター居宅介護支援事業所」（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「高齢者等」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 春日部ロイヤルケアセンター居宅介護支援事業所
所在地 春日部市藤塚2622番2

(職員の職務、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名（介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

担当者上限数は、質の高いサービスが提供できるように、介護支援専門員の一人あたりの担当数を上限35人と定める。（なお予防支援は0.5と計算する。）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日午後から1月3日まで及び祝祭日を除く。

営業時間 9：00から17：00までとする。

連絡体制 24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施区域は、春日部市とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料)

第7条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

相談の場所：春日部ロイヤルケアセンター1階（必要に応じて居宅訪問を実施）

課題分析表の種類：MD S-HC等

サービス担当者会議開催場所：春日部ロイヤルケアセンター1階、利用者居宅等

居宅訪問の頻度：月1回以上

月1回のモニタリングを行いその結果を記録する。

利用料：第6条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

通常の実施地域を越えた地点から、片道10キロ未満 500円

通常の実施地域を越えた地点から、片道10キロ以上 1,000円

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(その他運営についての留意点)

第8条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、研修体制を整備する。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年1回以上

(守秘義務)

第9条 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待防止の観点から担当者を決め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を定め虐待の発生又はその再発防止に努めます。

(その他)

第12条 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人財団明理会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日からの施行する。
この規程は、平成 16 年 8 月 2 日に一部改定する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日に一部改定する。
この規程は、平成 19 年 7 月 1 日に一部改定する。
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日に一部改定する。
この規程は、平成 21 年 11 月 1 日に一部改定する。
この規程は、平成 22 年 8 月 21 日に一部改定する。
この規程は、平成 23 年 6 月 21 日に一部改定する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日に一部改定する。
この規程は、平成 25 年 4 月 16 日に一部改定する。
この規程は、平成 25 年 5 月 1 日に一部改定する。
この規程は、平成 25 年 7 月 21 日に一部改定する。
この規程は、平成 26 年 12 月 16 日に一部改定する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に一部改定する。
この規程は、平成 27 年 7 月 31 日に一部改定する。
この規程は、平成 29 年 1 月 21 日に一部改定する。
この規程は、平成 29 年 10 月 1 日に一部改定する。
この規程は、平成 30 年 2 月 1 日に一部改定する。
この規程は、平成 30 年 10 月 1 日に一部改定する。
この規程は、平成 30 年 10 月 29 日に一部改定する。
この規定は、平成 31 年 3 月 1 日に一部改訂する。
この規定は、令和 3 年 6 月 16 日に一部改訂する。
この規定は、令和 3 年 11 月 21 日に一部改訂する。